

令和7年度 EC サイトを活用した販売促進業務に係る仕様書（公募用）

1 業務の名称

令和7年度 EC サイトを活用した販売促進業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月20日（金）

3 業務の目的

産地直送の EC サイト（以下、「EC サイト」という。）は、生産者にとっては、場所や時間を問わず販売できるほか、生産者のこだわりや産地の情報等をきめ細やかに発信できる販売ツールである。また、消費者にとっては、自らのライフスタイルや嗜好にあった良質な農林水産物を購入できることから、生産者・消費者双方にとってメリットがあり、近年、市場を拡大している。

本業務は、EC サイトを活用し、県内生産者が新たな販路の1つとして EC サイトに効果的に取り組めるよう支援することを目的とする。

4 業務実施方針

- ・本業務で定義する EC サイトとは、生産者がそのサイトを通じて直接消費者に販売する産地直送のものであり、県内外の生産者の出品があること及び登録ユーザー数が50万人以上のものとする。
- ・本業務で新たに EC サイトに登録し、伴走支援をする県内生産者（以下、「新規出品者」という。）は10者程度とする。
- ・新規出品者は、委託先決定後、県が提供する生産者情報から、EC サイトでの販売適性等を踏まえ、県と協議の上、決定する。
- ・新規出品者は、有機農業など環境負荷の低減に取り組む生産者を含むものとし、品目については、農産物、畜産物、花き、水産物などの多様な品目からバランス良く選定することとする。

5 委託業務の内容

（1）県内生産者向けの EC サイト説明会の開催

県内生産者が販路の1つとして EC サイトを活用できるよう、広く県内生産者を対象とした EC サイト説明会を開催すること。開催にあたっては、以下のア～ウを基本とし、県と協議の上、決定すること。

ア 対象：新規出品者を含む県内生産者

イ 開催方法：対面又はオンライン

ウ 説明内容：EC サイトへの登録方法、料金形態、出品方法、配送方法等の基本的事項及び効果的な販売方法等

(2) 新規出品者への伴走支援

本事業の支援対象とする新規出品者について、効果的な販売方法に係る個別具体的な伴走支援（個別ページの効果的な記載方法、商品の梱包方法、売れやすい容量・セット内容等）を各新規出品者に対面で2回以上実施すること。

(3) EC サイト内における新規出品者 PR

EC サイトでは、サイトの運営上、売上上位の出品者や既存の出品者が目立ちやすい傾向にあるため、新規出品者が登録ユーザーの一定程度の閲覧や購入を促すよう、以下の取組を行うこと。

ア 特集ページを制作し、EC サイト内で新規出品者を PR すること。

イ 上記 PR の際は、新規出品者に加え、既存の県内出品者の個別ページの閲覧も増える工夫をすること。

ウ 購入者へのノベルティ配布等、新規出品者からの購入を促す企画を提案し、実施すること。なお、県のノベルティやチーバくんデザインなどの提供は可能。

(4) KPI の提案

新規出品者への伴走支援及び PR について、販売件数・個別ページの閲覧数等の KPI を提案すること。

(5) EC サイト登録ユーザー及びユーザー層対象のイベント実施

新規出品者が自身の出品内容について、EC サイト上の販売動向だけではなく、EC サイト登録ユーザー及びユーザー層の生の声を聞けるように、都内又は県内でのイベントの企画をし、年内に1回以上実施すること。なお、イベント内容については、ターゲットを明確にし、企画提案すること。

最終的なイベント内容等の詳細については、県と協議の上、決定すること。

(6) 独自提案（付帯提案）

(1)～(5)以外に本業務の目的を達成するために有効な提案があれば、独自の企画を提案することとする。なお、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含むものとする。

6 報告書の作成

業務完了時に下記(1)～(2)及び各業務の実施内容をまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

(1) EC サイト分析

EC サイトを活用した今後の販路開拓の参考とするため、本業務を実施した EC サイト上での販売特性について、グラフや表を用いて下記項目の分析を行うこと。

ア 新規出品者に係る分析

(ア) 直面する課題の整理

(イ) 月別販売実績の推移

(ウ) 各業務の実施内容とその効果

(エ) その他必要と認められる内容

イ 既存の県内出品者全般に係る分析

(ア) 登録者数、エリア、属性等の県内生産者の登録状況

(イ) 品目、品数等の県内登録生産者の出品状況

(ウ) 販売件数、売上規模、購入者の属性等の県内登録生産者の販売状況

(エ) その他必要と認められる内容

(2) その他本業務に関するもので、県が指示する内容

7 著作権の譲渡等

この契約により、作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権・翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を千葉県に無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、千葉県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

8 運営及び管理

(1) 業務の実施

本業務が円滑に実施され、かつ、高い事業効果の獲得が可能な体制を構築する。

受託者は、事業を実施するにあたり、県と綿密に打ち合わせを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。また、変更が生じる場合も柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

(2) 業務実施体制

業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者・担当者を配置する。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

(4) 経費

本業務の実施に係る一切の経費は、委託料に含むものとする。ただし、備品購入費を除く。

9 納品物件に関する責任の所在

本業務に係る全ての納入物品については、受託者が最終的な責任を負うこと。

10 法令順守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。

法令等による官公庁等への届出・申請等が必要な場合は、手続きの全てを代行すること（法令等により委任・代理ができない場合はあらかじめその旨を県へ報告する。）

手数料などの負担が生じる場合、当該手数料は委託料に含まれるものとする。

(2) 安全管理体制の整備

受託者は、本事業を実施するにあたり、対人、対物事故についての補償を行う保険に加入するほか、速やかに県に連絡できる体制を構築するなど、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合に責任をもって対応し解決を図ること。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

11 秘密の保持

受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。本業務委託終了後も同様とする。

12 その他事項

(1) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(2) 業務の再委託

原則として、本業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。

ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を提出し、県の承諾を得た場合はこの限りでない。

(3) 仕様変更

自然災害等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と受託者で協議の上、承認を得ること。

(4) 事業内容の変更又は中止

委託契約締結後、自然災害等の影響で事業内容の変更又は中止が生じる可能性がある。

この場合の委託費用の取り扱いに関しては、事業の進捗状況に合わせて県と受託者において協議の上決定する。

(5) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。